

予算特別委員会資料

令和5年度予算説明書

市長室

行財政局

目 次

I	令和5年度市長室・行財政局事業の概要	1
II	予 算 議 案	
	予算第1号議案 令和5年度神戸市一般会計予算	6
	予算第13号議案 令和5年度神戸市公債費予算	39
III	関 連 議 案	
	第3号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件	49
	第4号議案 神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件	51
	第5号議案 神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件	59
	第6号議案 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件	61
	第7号議案 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件	64

I 令和5年度市長室・行財政局事業の概要

1 総 括

令和5年度予算では、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策と、感染拡大防止・医療提供体制の安定的確保に引き続き取り組むとともに、「SDGs」に沿った施策の展開により、くらしの質と都市の価値を高め、堅実な成長戦略により都市の成長を促す好循環を創出することで、将来世代が過度な負担を背負い込むことのない持続可能な大都市経営を行っていく。

また、神戸空港が国際化へ向けて動き出し、国際都市として新たなステージへの道を歩み出しつつある今、これらの効果を最大限活かし、神戸を「さらなる高み」へ押し上げ、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現を確かなものにしていく。

2 主要事業の概要

(1) 時代の変化に対応した市政改革の推進

時代の変化に迅速かつ柔軟に対応し、限りある人材で質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するため、「行財政改革方針 2025」に沿って市政改革を進める。神戸市クレドの行動指針に基づき、職員一人ひとりが DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、働き方改革（業務改革）に主体的に取り組むことにより、職員の意識改革及び組織風土改革を推進する。

(2) 事務効率化の取り組み

「やめる・へらす・かえる」の視点に基づく業務改革を推進し、全庁をあげて事務のあり方・進め方改革を遂行できるよう、業務プロセスの改善等を支援するとともに、全庁横断的な事務の効率化に取り組む。

また、人事・給与・福利厚生などの総務事務について、総務事務センターによる事務の集約化やICTの利活用による事務の効率化を推進する。

(3) 公正な職務執行の推進

「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」に基づき、コンプライアンスを推進し、公正な職務執行や服務倫理の徹底を図るとともに、内部統制の取組みや事務事業の監理・調査等を通じて、不適正な事務処理や不祥事などの未然防止に努める。

また、「神戸市行政手続条例」による適切な事務執行を図るほか、公益通報制度の適正な運用に努める。

(4) 本庁舎・公用車・文書等の管理業務

本庁舎の管理を行うとともに、公用車の管理、文書・法務・行政不服審査事務等を行う。

また、本庁舎2号館の再整備、(仮称)歴史公文書館の供用開始に向けた取組みを進める。

(5) 区役所機能の強化

令和5年5月に玉津支所の本設窓口を開設するとともに、令和6年度の全館リニューアルオープンに向けた改修工事を行う。また、令和6年夏頃の北須磨支所移転開設に向けた取組みを進める。

さらに、区役所業務改革の一環として取り組んでいる市民課・保険年金医療課の定型的業務の外部委託について、兵庫区役所・北神区役所に加え、長田区役所市民課・西区役所市民課で実施する。

(6) マイナンバーカードの普及促進

行政のデジタル化、住民サービスの迅速化・効率化を推進するため、引き続き区役所・支所で円滑にマイナンバーカードを交付し、普及促進を図る。

(7) 組織及び職員に関する事務

組織及び職員の定数を管理するほか、職員の適正配置を図り、選考、服務、分限、懲戒、人事評価、人事制度の調査・研究等を行うとともに、職員に対する給与の支給、給与制度の調査研究及び改善、職員研修その他人材育成、福利厚生事業等を行う。

また、多様化する行政課題に対応するため、多様な人材の確保や職員一人ひとりの能力の向上・活用、女性職員の活躍推進等に取り組むとともに、頑張っている職員が真に報われるよう人事・給与制度の運用を行う。

(8) 財政の企画及び調整、市債管理、資金運用

財政全般の企画、調整、予算編成、執行管理、財政広報、市会提出議案の調製等を行う。

また、国・県等の各関係機関に対し、地方税財源の充実や財政措置の拡充などに関する要望活動を行い、財源確保に努めるとともに、適正な市債の発行及び管理、効率的な資金の運用を行う。

(9) 契約事務

工事請負契約、物品調達その他請負等の入札・契約事務のほか、地元企業への優先発注など契約事務に係る相談、指導及び調整を行う。

(10) 財産管理及び不動産の取得・処分、資産活用

公有財産、財産区有財産の管理、保全及び処分に関すること、公有財産事務の連絡及び調整を行うほか、未利用市有地等の市有財産のさらなる利活用を積極的に推進していく。また、不動産の取得及びこれに伴う損失補償事務並びに用地取得関係事務の支援及び調整を行う。

さらに、公共施設等総合管理計画に基づき計画的かつ適正な施設管理が図られるよう、公共施設の総合的な管理（ファシリティマネジメント）を推進する。

(11) 市税の賦課徴収

市民税、固定資産税等の市税に関する賦課徴収事務を行うとともに、市税総額の確保と収入率の向上を図るため、滞納整理を効率的に推進し、滞納繰越額の圧縮を目標に納税督促及び滞納処分事務を行う。

また、区役所業務改革と合わせて、市税の窓口業務の外部委託について、兵庫区役所・北神区役所に加え、長田区役所・西区役所で実施する。

さらに、引き続きICT活用等による利便性向上と業務の効率化を図るなど、税務業務改革を推進する。

(12) 秘書事務

市長・副市長の秘書、叙勲、褒章に関する事務等を行う。

(13) 多文化共生・国際交流の推進

増加する外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを推進し、多文化共生社会を実現するため、外国人向けの情報提供・相談体制の充実、日本語学習支援に取り組むとともに、市民と在住外国人との交流・相互理解の推進や留学生支援、ウクライナ避難民への支援等を実施する。

また、姉妹・友好都市等との経済交流や海外プロモーション、高度外国人材誘致等の施策を通じ、神戸経済の活性化に資する国際交流を進める。

(14) 広報・広聴事業の充実

市の施策や魅力を市内外のターゲット毎に効果的に届けるため、広報戦略部が司令塔となり、デジタル媒体や外部人材・民間事業者の知見・スキルを積極的に活用した戦略的広報に取り組む。

また、市民にとって分かりやすく、探しやすいホームページとFAQを構築・運用するとともに、市民からの問い合わせ・取り次ぎに対応する「総合コールセンター」と「代表電話交換」のさらなる対応品質の向上を図る。

さらに、こどもを含めた幅広い世代の「市民の声」を施策に反映するため、ICTツールを活用した広聴事業を充実させる。

(15) 市政情報の提供

市政情報室の運営、市役所を訪れる市民に対する庁内案内、法律等の市民相談などを行い、市民の利便性の向上を図る。

また、政策案等の決定に際し市民の知恵を活かす意見提出手続制度や、情報公開制度、令和5年4月に改正される個人情報保護制度の適切な運用を行う。

Ⅱ 予 算 議 案

(予算第 1 号議案)

令和 5 年度神戸市一般会計予算

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 市 税		314,926,291	
	1 市 民 税	150,203,107	
	2 固 定 資 産 税	119,088,412	
	3 軽 自 動 車 税	1,970,610	
	4 市 た ば こ 税	9,917,776	
	5 特 別 土 地 保 有 税	1	
	6 入 湯 税	288,324	
	7 事 業 所 税	9,580,291	
	8 都 市 計 画 税	23,877,770	
2 地 方 譲 与 税		4,680,709	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,410,000	
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,285,000	
	3 特 別 と ん 譲 与 税	435,103	
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	350,000	
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	29,000	
	6 森 林 環 境 譲 与 税	171,606	
3 利 子 割 交 付 金		141,607	
	1 利 子 割 交 付 金	141,607	
4 配 当 割 交 付 金		2,731,937	
	1 配 当 割 交 付 金	2,731,937	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,802,437	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,802,437	
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		322,000	
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	322,000	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		2,070,852	
	1 議 会 費	2,070,852	
2 総 務 費		45,199,209	
	1 総 務 費	39,142,421	
	2 企 画 費	95,470	
	3 徴 税 費	2,385,656	
	4 財 産 管 理 費	2,187,001	
	8 庁 舎 等 建 設 費	1,388,661	
15 諸 支 出 金		199,418,967	
	1 繰 出 金	191,201,612	
	2 過 年 度 支 出	1,700,000	
	3 雑 出	6,517,355	
16 予 備 費		1,200,000	
	1 予 備 費	1,200,000	

一 般 会 計

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
	2 補 助 金	4,871,343	
	3 委 託 金	14,127	
19 県 支 出 金		2,447,917	
	2 補 助 金	56,917	
	3 委 託 金	2,391,000	
20 財 産 収 入		5,601,053	
	1 財 産 運 用 収 入	303,820	
	2 財 産 売 払 収 入	1,898,406	
	3 基 金 収 入	3,398,827	
21 寄 附 金		1,210,488	
	1 寄 附 金	1,210,488	
22 繰 入 金		23,511,246	
	1 特 別 会 計 繰 入 金	919,204	
	2 基 金 繰 入 金	22,592,042	
23 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
24 諸 収 入		8,547,288	
	3 事 業 収 入	14,457	
	6 過 年 度 収 入	15,000	
	7 雑 収 入	8,517,831	
25 市 債		84,256,000	
	1 市 債	84,256,000	
歳 入 合 計		587,312,351	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
歳 出 合 計		247,889,028	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 市 税	314,926,291	308,348,615	6,577,676	本款の説明21頁
2 地 方 譲 与 税	4,680,709	4,732,505	△51,796	
1 地方揮発油譲与税	1,410,000	1,466,000	△56,000	
1 地方揮発油 譲与税	1,410,000	1,466,000	△56,000	地方揮発油譲与税の譲与見込額
2 自動車重量 譲与税	2,285,000	2,287,000	△2,000	
1 自動車重量 譲与税	2,285,000	2,287,000	△2,000	自動車重量譲与税の譲与見込額
3 特別とん譲与税	435,103	429,899	5,204	
1 特別とん 譲与税	435,103	429,899	5,204	特別とん譲与税の譲与見込額
4 航空機燃料譲与税	350,000	350,000	-	
1 航空機燃料 譲与税	350,000	350,000	-	航空機燃料譲与税の譲与見込額
5 石油ガス譲与税	29,000	28,000	1,000	
1 石油ガス 譲与税	29,000	28,000	1,000	石油ガス譲与税の譲与見込額
6 森林環境譲与税	171,606	171,606	-	
1 森林環境 譲与税	171,606	171,606	-	森林環境譲与税の譲与見込額
3 利子割交付金	141,607	253,999	△112,392	
1 利子割交付金	141,607	253,999	△112,392	
1 利子割交付金	141,607	253,999	△112,392	利子割交付金の交付見込額
4 配当割交付金	2,731,937	1,708,227	1,023,710	
1 配当割交付金	2,731,937	1,708,227	1,023,710	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 配当割交付金	2,731,937	1,708,227	1,023,710	配当割交付金の交付見込額
5 株式等譲渡所得割 交 付 金	1,802,437	2,541,212	△738,775	
1 株式等譲渡所得割 交 付 金	1,802,437	2,541,212	△738,775	
1 株式等譲渡 所得割 交 付 金	1,802,437	2,541,212	△738,775	株式等譲渡所得割交付金の交付見込額
6 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	
1 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	
1 分離課税所得割 交 付 金	322,000	322,000	-	分離課税所得割交付金の交付見込額
7 法 人 事 業 税 交 付 金	4,085,056	3,828,950	256,106	
1 法 人 事 業 税 交 付 金	4,085,056	3,828,950	256,106	
1 法 人 事 業 税 交 付 金	4,085,056	3,828,950	256,106	法人事業税交付金の交付見込額
8 地方消費税交付金	38,202,777	35,756,021	2,446,756	
1 地方消費税 交 付 金	38,202,777	35,756,021	2,446,756	
1 地方消費税 交 付 金	38,202,777	35,756,021	2,446,756	地方消費税交付金の交付見込額
9 ゴルフ場利用税 交 付 金	341,863	346,918	△5,055	
1 ゴルフ場利用税 交 付 金	341,863	346,918	△5,055	
1 ゴルフ場 利用税 交 付 金	341,863	346,918	△5,055	ゴルフ場利用税交付金の交付見込額
10 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
1 特別地方消費税 交 付 金	1	1	-	
1 特別地方 消費税 交 付 金	1	1	-	特別地方消費税交付金の交付見込額

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
11 環境性能割交付金	548,000	881,000	△333,000	
1 環境性能割 交 付 金	548,000	881,000	△333,000	
1 環境性能割 交 付 金	548,000	881,000	△333,000	自動車税環境性能割交付金の交付見込額
12 軽油引取税交付金	6,461,000	6,506,000	△45,000	
1 軽油引取税 交 付 金	6,461,000	6,506,000	△45,000	
1 軽油引取税 交 付 金	6,461,000	6,506,000	△45,000	軽油引取税交付金の交付見込額
13 地方特例交付金	1,630,000	1,869,000	△239,000	
1 地方特例交付金	1,630,000	1,869,000	△239,000	
1 地方特例 交 付 金	1,630,000	1,869,000	△239,000	地方特例交付金の交付見込額
14 地 方 交 付 税	79,664,000	77,325,000	2,339,000	
1 地 方 交 付 税	79,664,000	77,325,000	2,339,000	
1 地 方 交 付 税	79,664,000	77,325,000	2,339,000	地方交付税の交付見込額
15 交通安全対策特別 交 付 金	422,000	483,000	△61,000	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	422,000	483,000	△61,000	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	422,000	483,000	△61,000	交通安全対策特別交付金の交付見込額
16 分 担 金 及 負 担 金	10,000	10,000	-	
1 負 担 金	10,000	10,000	-	
1 総 務 費 負 担 金	10,000	10,000	-	建物解体費負担金
17 使 用 料 及 手 数 料	883,210	807,836	75,374	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 使 用 料	52,082	51,273	809	
1 総 務 使 用 料	52,082	51,273	809	
1 市 役 所	10,022	9,390	632	本庁舎喫茶等
2 区 役 所	27,193	27,193	-	区庁舎駐車場等
3 公 会 堂	12,367	12,190	177	集会室等
海外移住と 4 文化の交流 センター	2,500	2,500	-	会議室等
2 手 数 料	831,128	756,563	74,565	
2 総 務 手 数 料	820,402	755,942	64,460	
1 市 役 所	210,290	203,867	6,423	税証明書等
2 区 役 所	610,112	552,075	58,037	戸籍・住民基本台帳・印鑑証明等
3 市 民 手 数 料	10,726	621	10,105	
1 情 報 公 開	10,726	621	10,105	情報公開
18 国 庫 支 出 金	4,885,470	4,642,717	242,753	
2 補 助 金	4,871,343	4,628,313	243,030	
1 総 務 費 補 助	4,862,143	4,628,313	233,830	
社会 保 障 ・ 1 税 番 号 制 度 対 応 補 助	1,153,407	1,108,085	45,322	
文 化 庁 2 補 助	16,844	14,692	2,152	
地 方 創 生 4 推 進 交 付 金	175,000	-	175,000	
在 住 外 国 人 5 支 援 事 業 費 補 助	10,892	5,536	5,356	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
6 新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金	3,500,000	3,500,000	-	
8 デジタル田園都市国庫構想推進交付金	6,000	-	6,000	
8 都市計画費補助	9,200	-	9,200	
1 調査費補助	9,200	-	9,200	
3 委 託 金	14,127	14,404	△277	
1 総務費委託金	12,684	13,858	△1,174	
2 中長期在留者住居地届出等委託金	12,684	13,858	△1,174	
3 其 他 委 託 金	1,443	546	897	
1 財政調査等委託金	1,273	376	897	
6 人権啓発活動地方委託金	170	170	-	
19 県 支 出 金	2,447,917	2,426,162	21,755	
2 補 助 金	56,917	57,076	△159	
1 総務費補助	-	500	△500	
△ ひょうご地域創生交付金	-	500	△500	
11 其 他 補 助	56,917	56,576	341	
1 石油貯蔵施設立地対策等補助	21,252	21,252	-	
3 委任事務補助	21,048	22,062	△1,014	
4 市町振興支援交付金	14,617	13,262	1,355	
3 委 託 金	2,391,000	2,369,086	21,914	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 総務費委託金	2,391,000	2,369,086	21,914	
2 県税徴収委託金	2,391,000	2,369,086	21,914	
20 財産収入	5,601,053	4,225,756	1,375,297	
1 財産運用収入	303,820	348,984	△45,164	
1 貸地料	272,895	321,032	△48,137	
3 一般土地	272,895	321,032	△48,137	一般市有土地
2 貸家料	30,925	27,952	2,973	
2 職員寮	12,458	10,958	1,500	待機宿舍等
7 一般建物	18,467	16,994	1,473	一般市有建物
2 財産売却収入	1,898,406	1,002,136	896,270	
1 土地売却代	1,500,000	775,000	725,000	
3 一般土地	1,500,000	775,000	725,000	一般市有土地売却代
2 建物売却代	-	100	△100	
△ 一般建物	-	100	△100	一般市有建物売却代
3 物品売却代	398,406	227,036	171,370	
1 行財政局	398,406	227,036	171,370	共通物品等
3 基金収入	3,398,827	2,874,636	524,191	
1 基金収入	3,398,827	2,874,636	524,191	
1 都市整備等基金	20,400	21,906	△1,506	預金利子等

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	2 公 債 基 金	3,365,423	2,839,763	525,660	預金利子等
	3 財 政 調 整 基 金	500	463	37	預金利子
	4 留 学 生 支 援 等 基 金	12,504	12,504	-	預金利子等
21	寄 附 金	1,210,488	511,416	699,072	
	1 寄 附 金	1,210,488	511,416	699,072	
	2 其 他 寄 附	1,210,488	511,416	699,072	
	3 行 財 政 局	1,210,488	511,416	699,072	
22	繰 入 金	23,511,246	20,477,815	3,033,431	
	1 特 別 会 計 繰 入 金	919,204	1,097,750	△178,546	各会計からの共通事務費、退職給与金等の負担繰入
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 繰 入 金	25,303	-	25,303	
	1 一 般 経 費 繰 入	25,303	-	25,303	
	2 下 水 道 事 業 会 計 繰 入 金	206,342	228,031	△21,689	
	1 一 般 経 費 繰 入	112,508	117,411	△4,903	
	2 退 職 給 与 金 繰 入	93,834	110,620	△16,786	
	3 港 湾 事 業 会 計 繰 入 金	282,457	368,797	△86,340	
	1 一 般 経 費 繰 入	213,026	202,536	10,490	
	2 退 職 給 与 金 繰 入	69,431	166,261	△96,830	
	4 新 都 市 整 備 事 業 会 計 繰 入 金	159,572	161,957	△2,385	
	1 関 連 経 費 等 負 担 繰 入	131,561	131,247	314	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
2 退職給与金 繰入	28,011	30,710	△2,699	
5 自動車事業 会計繰入金	109,713	147,938	△38,225	
1 一般経費 繰入	109,713	147,938	△38,225	
6 水道事業 会計繰入金	135,817	191,027	△55,210	
1 一般経費 繰入	132,803	188,011	△55,208	
2 特別給与金 繰入	3,014	3,016	△2	
2 基金繰入金	22,592,042	19,380,065	3,211,977	基金の取り崩しによる繰入
1 基金繰入金	22,592,042	19,380,065	3,211,977	
1 都市整備等 基金繰入	1,773,644	1,712,576	61,068	
2 公債基金 繰入	18,802,102	17,651,193	1,150,909	
12 留学生等 基金繰入	16,296	16,296	-	
19 財政調整 基金繰入	2,000,000	-	2,000,000	
23 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
24 諸収入	8,547,288	8,232,810	314,478	
3 事業収入	14,457	18,477	△4,020	
1 文書事務	14,457	18,477	△4,020	港湾事業会計等からの郵送費収入
6 過年度収入	15,000	15,000	-	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 過 年 度 収 入	15,000	15,000	-	
1 諸 給 与 金 戻 入	15,000	15,000	-	過年度分の給与の精算金
7 雑 入	8,517,831	8,199,333	318,498	
2 延滞金加算金 及 過 料	394,111	455,073	△60,962	延滞金、加算金
1 市 税	394,011	454,973	△60,962	
3 一 般 土 地	100	100	-	
3 宝くじ収入	6,100,000	6,100,000	-	宝くじ発売収益金収入見込額
4 弁 償 金	10	10	-	
1 臨 時 運 行 許 可 票	10	10	-	臨時運行許可票弁償金
5 償 還 金	39,191	39,262	△71	
2 市 役 所	28,277	28,038	239	光熱水費等
3 区 役 所	10,137	10,624	△487	区役所目的外使用許可 光熱水費等
42 公 会 堂	777	600	177	光熱水費等
6 受 講 料	700	700	-	
1 職 員 研 修 受 講 料	700	700	-	職員研修の受講料
9 雑 入	1,983,819	1,604,288	379,531	
1 市 長 室	136,141	140,570	△4,429	上海事務所運営負担金、広報紙KOBE広告料収入等
5 行 財 政 局	1,807,278	1,423,318	383,960	派遣職員の人件費受入等
19 市 会 事 務 局	40,400	40,400	-	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
25 市 債	84,256,000	94,078,000	△9,822,000	
1 市 債	84,256,000	94,078,000	△9,822,000	起債承認見込額
1 民 生 債	2,987,000	3,553,000	△566,000	民生施設整備事業公債 2,987,000 千円
2 衛 生 債	2,969,000	3,702,000	△733,000	神戸市民病院機構貸付金公債 2,537,000 千円 保健衛生施設整備事業公債 432,000 千円
3 環 境 債	2,109,000	1,841,000	268,000	埋立処分地建設事業公債 654,000 千円 収集車両整備事業公債 0 千円 環境工場整備事業公債 1,371,000 千円 事業所等整備事業公債 84,000 千円
4 土 木 債	22,725,000	18,058,000	4,667,000	道路整備事業公債 11,968,000 千円 公園整備事業公債 2,074,000 千円 河川整備事業公債 1,776,000 千円 海岸保全事業公債 829,000 千円 港湾防災事業公債 5,615,000 千円 自然災害防止事業公債 463,000 千円
5 都市計画債	6,214,000	4,481,000	1,733,000	区画整理事業公債 1,079,000 千円 街路事業公債 5,135,000 千円
6 住 宅 債	129,000	188,000	△59,000	住宅建設事業公債 129,000 千円
7 消 防 債	1,934,000	1,614,000	320,000	消防施設整備事業公債 1,934,000 千円
8 教 育 債	9,392,000	10,871,000	△1,479,000	学校教育施設整備事業公債 5,579,000 千円 社会教育施設整備事業公債 3,813,000 千円
9 其 他	15,905,000	17,721,000	△1,816,000	危機管理対策事業公債 164,000 千円 庁舎等整備事業公債 2,446,000 千円 区総合庁舎整備事業公債 355,000 千円 文化施設等整備事業公債 4,008,000 千円 商工施設等整備事業公債 1,447,000 千円 農政施設整備事業公債 150,000 千円 漁業施設整備事業公債 647,000 千円 農業基盤整備事業公債 129,000 千円 神戸新交通株式会社貸付金公債 1,830,000 千円 高速鉄道事業会計出資金公債 3,713,000 千円 高速鉄道事業会計補助金公債 431,000 千円 水道事業会計出資金公債 585,000 千円
10 臨時財政対策債	19,892,000	32,049,000	△12,157,000	
歳 入 合 計	587,312,351	580,314,961	6,997,390	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
1 市 税	314,926,291	308,348,615	6,577,676	2.1	
現 年 課 税 分	313,358,858	306,658,926	6,699,932	2.2	
滞 納 繰 越 分	1,567,433	1,689,689	△122,256	△ 7.2	
1 市 民 税	150,203,107	147,859,027	2,344,080	1.6	
現 年 課 税 分	149,248,057	146,844,514	2,403,543	1.6	
滞 納 繰 越 分	955,050	1,014,513	△59,463	△ 5.9	
1 個 人	128,274,129	126,237,035	2,037,094	1.6	
現 年 課 税 分	127,355,823	125,248,966	2,106,857	1.7	
当 年 度 分	126,621,966	124,743,186	1,878,780	1.5	
所 得 割	123,794,017	121,938,669	1,855,348	1.5	課税総所得金額の8/100
均 等 割	2,827,949	2,804,517	23,432	0.8	年額3,900円 ※うち400円は認知症事故救済制度等に充当
過 年 度 分	733,857	505,780	228,077	45.1	
滞 納 繰 越 分	918,306	988,069	△69,763	△ 7.1	
2 法 人	21,928,978	21,621,992	306,986	1.4	
現 年 課 税 分	21,892,234	21,595,548	296,686	1.4	
当 年 度 分	21,212,973	21,019,894	193,079	0.9	
法 人 税 割	15,640,711	15,603,448	37,263	0.2	法人税額の8.4/100(6.0/100)
均 等 割	5,572,262	5,416,446	155,816	2.9	年額50,000円～3,000,000円

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
過 年 度 分	679,261	575,654	103,607	18.0	
滞 納 繰 越 分	36,744	26,444	10,300	39.0	
2 固 定 資 産 税	119,088,412	116,035,171	3,053,241	2.6	課税標準額の1.4/100
現 年 課 税 分	118,616,312	115,586,046	3,030,266	2.6	
滞 納 繰 越 分	472,100	449,125	22,975	5.1	
1 固 定 資 産 税	118,388,027	115,338,654	3,049,373	2.6	
現 年 課 税 分	117,915,927	114,889,529	3,026,398	2.6	
当 年 度 分	117,697,672	114,636,862	3,060,810	2.7	
土 地	39,121,340	38,030,768	1,090,572	2.9	
家 屋	60,384,444	59,017,449	1,366,995	2.3	
償 却 資 産	18,191,888	17,588,645	603,243	3.4	
過 年 度 分	218,255	252,667	△34,412	△ 13.6	
滞 納 繰 越 分	472,100	449,125	22,975	5.1	
2 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	700,385	696,517	3,868	0.6	
現 年 課 税 分	700,385	696,517	3,868	0.6	
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	700,385	696,517	3,868	0.6	
3 軽 自 動 車 税	1,970,610	1,912,058	58,552	3.1	
1 軽 自 動 車 税	24,320	27,682	△3,362	△ 12.1	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
滞 納 繰 越 分	24,320	27,682	△3,362	△ 12.1	
2 環 境 性 能 割	113,792	107,111	6,681	6.2	環境性能に応じて取得価格の0～2/100
現 年 課 税 分	89,195	83,244	5,951	7.1	
過 年 度 分	24,597	23,867	730	3.1	
3 種 別 割	1,832,498	1,777,265	55,233	3.1	
現 年 課 税 分	1,832,498	1,777,265	55,233	3.1	1台当たり年額2,000円～12,900円
4 市 た ば こ 税	9,917,776	9,460,143	457,633	4.8	製造たばこ1,000本につき 6,552円
1 市 た ば こ 税	9,917,776	9,460,143	457,633	4.8	
現 年 課 税 分	9,917,776	9,460,143	457,633	4.8	
5 特 別 土 地 保 有 税	1	1	-	0.0	
1 特 別 土 地 保 有 税	1	1	-	0.0	
滞 納 繰 越 分	1	1	-	0.0	
6 入 湯 税	288,324	288,324	-	0.0	宿泊客:1人1日150円 日帰客:1人1日75円
1 入 湯 税	288,324	288,324	-	0.0	
現 年 課 税 分	288,324	288,324	-	0.0	
7 事 業 所 税	9,580,291	9,358,236	222,055	2.4	資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25/100
1 事 業 所 税	9,580,291	9,358,236	222,055	2.4	

市 税 収 入 予 算 額 明 細

(単位:千円・%)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 △ 減	伸 び 率	説 明
現 年 課 税 分	9,577,075	9,343,880	233,195	2.5	
当 年 度 分	9,491,312	9,258,117	233,195	2.5	
過 年 度 分	85,763	85,763	-	0.0	
滞 納 繰 越 分	3,216	14,356	△11,140	△ 77.6	
8 都 市 計 画 税	23,877,770	23,435,655	442,115	1.9	課税標準額の0.3/100
1 都 市 計 画 税	23,877,770	23,435,655	442,115	1.9	
現 年 課 税 分	23,765,024	23,251,643	513,381	2.2	
当 年 度 分	23,760,149	23,245,505	514,644	2.2	
土 地	10,853,946	10,602,033	251,913	2.4	
家 屋	12,906,203	12,643,472	262,731	2.1	
過 年 度 分	4,875	6,138	△1,263	△ 20.6	
滞 納 繰 越 分	112,746	184,012	△71,266	△ 38.7	

3 歳出予算の説明

(項)議会費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 議 会 費	2,070,852	2,163,461	△ 92,609	-	10,000	40,400	2,020,452
1 議 会 費	2,070,852	2,163,461	△ 92,609	-	10,000	40,400	2,020,452
1 議 員 費	1,240,699	1,305,271	△ 64,572	-	-	-	1,240,699
2 職 員 費	336,122	311,278	24,844	-	-	-	336,122
3 運 営 費	494,031	546,912	△ 52,881	-	10,000	40,400	443,631

議会費の説明

- 議員の報酬、期末手当、旅費等に要する経費である。 1,240,699 千円
- 職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。 336,122 千円
- 議会、委員会の運営費、議会活動広報費及び事務に要する経費である。 494,031 千円

(項)総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費	45,199,209	46,465,734	△ 1,266,525	3,776,470	2,181,000	5,823,906	33,417,833
1 総 務 費	39,142,421	39,513,956	△ 371,535	1,210,470	1,459,000	3,939,922	32,533,029
1 職 員 費	27,176,060	29,387,431	△ 2,211,371	551,510	-	760,286	25,864,264
2 総 務 管 理 費	5,437,518	3,983,348	1,454,170	10,473	1,459,000	1,946,344	2,021,701
3 区 政 費	4,623,178	4,340,485	282,693	614,581	-	1,045,875	2,962,722
4 文 書 事 務 費	108,943	114,476	△ 5,533	-	-	14,457	94,486
5 職 員 研 修 及 福 利 厚 生 費	444,510	415,456	29,054	-	-	14,208	430,302
6 渉 外 費	392,326	372,950	19,376	27,906	-	39,120	325,300
7 広 報 費	646,546	640,956	5,590	-	-	97,993	548,553
8 広 聴 費	243,089	195,854	47,235	6,000	-	-	237,089
9 相 楽 園 会 館 費	9,336	9,318	18	-	-	9,336	-
11 住 居 表 示 整 備 費	13,001	3,134	9,867	-	-	-	13,001
12 情 報 提 供 費	47,914	50,548	△ 2,634	-	-	12,303	35,611

(第1目)職員費

本目は、市長、副市長及び一般職員、会計年度任用職員の報酬及び給料、職員手当等に要する経費である。

市長室 69,361 千円
行財政局 27,106,699 千円

(第2目)総務管理費

本目は、秘書、業務改革、庁舎、法務支援、行政管理、人事、給与、厚生、総務事務センター、財務、契約監理、各課の一般事務に要する経費である。

市長室 18,419 千円
行財政局 5,419,099 千円

(第3目)区政費

本目は、区役所の一般管理経費、区の個性をのばすまちづくり事業、市民サービスの向上等区政振興に要する経費である。

行財政局 4,623,178 千円

(第4目)文書事務費

本目は、郵送事務等の文書集中管理に要する経費である。

行財政局 108,943 千円

(第5目)職員研修及福利厚生費

本目は、職員の研修、安全衛生、福利厚生に要する経費である。

行財政局 444,510 千円

(第6目)渉外費

本目は、国際交流活動・国際協力に要する経費である。

市長室 392,326 千円

(第7目)広報費

本目は、広報活動に要する経費である。

市長室 646,546 千円

(第8目)広聴費

本目は、広聴活動に要する経費である。

市長室 243,089 千円

(第9目)相楽園会館費

本目は、相楽園会館の管理運営に要する経費である。

行財政局 9,336 千円

(第11目)住居表示整備費

本目は、住居表示に要する経費である。

行財政局 13,001 千円

(第12目)情報提供費

本目は、市政情報の提供・市民相談等に要する経費である。

市長室 47,914 千円

(項)企画費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
2 企 画 費	95,470	65,661	29,809	-	-	29,031	66,439
2 総 合 調 査 費	54,708	56,050	△ 1,342	-	-	28,751	25,957
3 行 政 調 査 費	40,762	9,611	31,151	-	-	280	40,482

(第2目)総合調査費

本目は、海外事務所の運営等に要する経費である。

市長室 54,708 千円

(第3目)行政調査費

本目は、文書館の管理運営に要する経費である。

行財政局 40,762 千円

(項)徴 税 費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
3 徴 税 費	2,385,656	2,384,495	1,161	2,391,000	-	14,000	△ 19,344
1 賦 課 徴 収 費	2,385,211	2,384,019	1,192	2,391,000	-	14,000	△ 19,789
2 固 定 資 産 審 査 委 員 会 費	445	476	△ 31	-	-	-	445

(第1目)賦課徴収費

本目は、市税の賦課徴収、税務広報等に要する経費である。

1 一般事務に要する経費	544,910 千円
2 市税機械処理関係経費	848,449 千円
3 税務事務に要する経費	968,148 千円
4 税務広報に要する経費	3,704 千円
5 還付加算金	20,000 千円

行財政局 2,385,211 千円

(第2目)固定資産審査委員会費

本目は、固定資産評価審査委員会の運営に要する経費である。

行財政局 445 千円

(項)財産管理費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
4 財 産 管 理 費	2,187,001	1,272,925	914,076	-	367,000	1,837,411	△ 17,410
1 財 産 管 理 費	2,187,001	1,272,925	914,076	-	367,000	1,837,411	△ 17,410

(第1目)財産管理費

本目は、市有財産の活用、管理保全及び公有地の拡大に関する法律・国土利用計画法の施行に伴う事務、都市整備等基金の積立等に要する経費である。

1 市有財産の活用、管理、保全及び処分に要する経費等	534,994 千円
2 損害保険料	26,915 千円
3 一般土地購入費	100,000 千円
4 不動産取得及び連絡調整に要する経費	176 千円
5 規準地の鑑定料等に要する経費	2,250 千円
6 不動産評価審議会等の経費	1,317 千円
7 国土利用計画法に基づく事務等の経費	949 千円
8 都市整備等基金の積立	1,520,400 千円

行財政局 2,187,001 千円

(項)庁舎等建設費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
2 総 務 費							
8 庁 舎 等 建 設 費	1,388,661	3,228,697	△ 1,840,036	175,000	355,000	3,542	855,119
1 区役所等庁舎整備費	1,388,661	3,228,697	△ 1,840,036	175,000	355,000	3,542	855,119

(第1目)区役所等庁舎整備費

本目は、区役所等庁舎整備に要する経費である。

行財政局 1,388,661 千円

(項)繰出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金	199,418,967	298,735,081	△ 99,316,114	13,358,766	4,729,000	32,139,513	149,191,688
1 繰 出 金	191,201,612	290,582,715	△ 99,381,103	13,358,766	4,729,000	28,773,269	144,340,577
1 市 場 事 業 費 へ 繰 出 金	412,718	163,815	248,903	-	-	-	412,718
2 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費 へ 繰 出 金	443,037	367,396	75,641	-	-	-	443,037
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 へ 繰 出 金	16,054,439	16,940,311	△ 885,872	8,271,889	-	-	7,782,550
4 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 へ 繰 出 金	4,000	4,000	-	-	-	-	4,000
5 農 業 集 落 排 水 事 業 費 へ 繰 出 金	920,944	896,956	23,988	-	-	-	920,944
6 市 街 地 再 開 発 事 業 費 へ 繰 出 金	2,055,482	2,042,096	13,386	-	-	-	2,055,482
7 市 営 住 宅 事 業 費 へ 繰 出 金	531,356	801,037	△ 269,681	-	-	-	531,356
8 介 護 保 険 事 業 費 へ 繰 出 金	24,712,758	24,494,112	218,646	1,800,467	-	-	22,912,291
9 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 へ 繰 出 金	22,899,268	22,188,419	710,849	3,286,410	-	-	19,612,858
10 空 港 整 備 事 業 費 へ 繰 出 金	1,445,577	99,660,270	△ 98,214,693	-	-	0	1,445,577
11 公 債 費 へ 繰 出 金	97,603,675	99,660,270	△ 2,056,595	-	-	20,987,569	76,616,106
12 下 水 道 事 業 会 計 出 金	4,372,906	4,409,485	△ 36,579	-	-	-	4,372,906
13 港 湾 事 業 会 計 出 金	7,657,389	7,922,751	△ 265,362	-	-	7,650,700	6,689
14 自 動 車 事 業 会 計 出 金	1,317,099	1,353,886	△ 36,787	-	-	-	1,317,099
15 高 速 鉄 道 事 業 会 計 出 金	10,135,901	9,076,134	1,059,767	-	4,144,000	135,000	5,856,901
16 水 道 事 業 会 計 出 金	633,599	600,769	32,830	-	585,000	-	48,599
17 工 業 用 水 道 事 業 会 計 出 金	1,464	1,008	456	-	-	-	1,464

繰出金の説明

○市場事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	412,718 千円
○食肉センター事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	443,037 千円
○国民健康保険事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	16,054,439 千円
○母子父子寡婦福祉資金貸付事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	4,000 千円
○農業集落排水事業費へ繰出金	歳入不足額繰出	920,944 千円
○市街地再開発事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	2,055,482 千円
○市営住宅事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	531,356 千円
○介護保険事業費へ繰出金	低所得者保険料軽減負担金及び 一般財源所要額繰出	24,712,758 千円
○後期高齢者医療事業費へ繰出金	保険基盤安定制度負担金及び 一般財源所要額繰出	22,899,268 千円
○空港整備事業費へ繰出金	一般財源所要額繰出	1,445,577 千円
○公債費へ繰出金	公債元利償還予定額等繰出	97,603,675 千円
○下水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	4,372,906 千円
○港湾事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	7,657,389 千円
○自動車事業会計へ繰出金	経営改善促進補助金等繰出	1,317,099 千円
○高速鉄道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出等	10,135,901 千円
○水道事業会計へ繰出金	阪神水道企業団繰出金等に 対する繰出	633,599 千円
○工業用水道事業会計へ繰出金	負担区分に基づく繰出	1,464 千円
	行財政局	191,201,612 千円

(項)過年度支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
2 過 年 度 支 出	1,700,000	1,800,000	△ 100,000	-	-	-	1,700,000
1 過 年 度 支 出	1,700,000	1,800,000	△ 100,000	-	-	-	1,700,000

(第1目)過年度支出

本目は、市税の過年度返還金に要する経費である。

行財政局 1,700,000 千円

(項)雑出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
15 諸 支 出 金							
3 雑 出	6,517,355	6,352,366	164,989	-	-	3,366,244	3,151,111
1 諸 費	6,517,355	6,352,366	164,989	-	-	3,366,244	3,151,111

(第1目)諸費

本目は、公債基金の積立等に要する経費である。

行財政局 6,517,355 千円

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
16 予 備 費	1,200,000	1,200,000	0	-	-	-	1,200,000
1 予 備 費	1,200,000	1,200,000	0	-	-	-	1,200,000
1 予 備 費	1,200,000	1,200,000	0	-	-	-	1,200,000

行財政局 1,200,000 千円

4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
通報一次対応コールセンター運用	令和5年度～令和8年度	240,000	通報一次コールセンターの運用に要する経費
KOBEぽすと運用	令和5年度～令和8年度	34,000	KOBEぽすとの運用に要する経費
ネットモニターシステム運用	令和5年度～令和6年度	5,000	ネットモニターシステムの運用に要する経費
令和5年度地方債証券共同発行 連帯債務	令和5年度～令和15年度	1,075,000,000 外に利息相当額	令和5年度における地方債の共同発行によって生ずる連帯 債務
(仮称)歴史公文書館整備	令和5年度～令和7年度	1,115,000	(仮称)歴史公文書館の整備に要する経費
庁舎等借上料	令和5年度～令和10年度	415,000	庁舎等の借り上げに要する経費
市役所本庁舎1号館改修	令和5年度～令和6年度	127,000	市役所本庁舎1号館の改修に要する経費
総務事務効率化事業	令和5年度～令和9年度	973,000	総務事務センター運營業務に要する経費
区役所等総合窓口運営	令和5年度～令和8年度	171,000	区役所等総合窓口の運営に要する経費
区役所繁忙期対策	令和5年度～令和6年度	8,000	区役所繁忙期の人材派遣雇用に要する経費
区役所改革推進事業	令和5年度～令和9年度	1,223,000	区役所改革の推進に要する経費
北須磨支所の移転・新設	令和5年度～令和6年度	175,400	北須磨支所の移転・新設に要する経費
戸籍総合システム端末借上料	令和5年度～令和9年度	82,000	戸籍総合システム端末の借り上げに要する経費
マイナンバーカード交付円滑化	令和5年度～令和8年度	1,134,000	マイナンバーカード交付円滑化に要する経費

4 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
税務事務人材派遣等	令和5年度～令和6年度	101,000	税務事務人材派遣等に要する経費
税務業務委託	令和5年度～令和9年度	340,000	税務業務の委託に要する経費

5 市 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	2,987,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
神戸市民病院機構貸付金	2,537,000			
保健衛生施設整備事業	432,000			
埋立処分地建設事業	654,000			
環境工場整備事業	1,371,000			
事業所等整備事業	84,000			
道路整備事業	11,968,000			
公園整備事業	2,074,000			
河川整備事業	1,776,000			
海岸保全事業	829,000			
港湾防災事業	5,615,000			
自然災害防止事業	463,000			
区画整理事業	1,079,000			
街路事業	5,135,000			
住宅建設事業	129,000			
消防施設整備事業	1,934,000			
学校教育施設整備事業	5,579,000			
社会教育施設整備事業	3,813,000			
危機管理対策事業	164,000			
庁舎等整備事業	2,446,000			
区総合庁舎整備事業	355,000			
文化施設等整備事業	4,008,000			
商工施設等整備事業	1,447,000			
農政施設整備事業	150,000			
漁業施設整備事業	647,000			
農業基盤整備事業	129,000			
神戸新交通株式会社貸付金	1,830,000			
高速鉄道事業会計出資金	3,713,000			
高速鉄道事業会計補助金	431,000			
水道事業会計出資金	585,000			
臨時財政対策債	19,892,000			

6 一時借入金

借入最高額

90,000,000 千円

地方債の令和3年度末における現在高並びに令和4年度末及び
令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高見込額	令和5年度中増減見込み		令和5年度末 現在高見込額
			令和5年度中 起債見込額	令和5年度中 元金償還見込額	
1 普通債	465,592,316	516,045,385	48,459,000	22,783,865	541,720,520
(1) 民生債	20,284,520	28,228,520	2,987,000	898,400	30,317,120
(2) 衛生債	58,639,188	57,987,762	2,969,000	7,319,453	53,637,309
(3) 環境債	48,091,972	48,679,674	2,109,000	1,137,518	49,651,156
(4) 土木債	136,404,257	159,093,114	22,725,000	5,359,150	176,458,964
(5) 都市計画債	62,986,754	64,310,269	6,214,000	3,610,210	66,914,059
(6) 住宅債	1,699,131	1,830,900	129,000	215,615	1,744,285
(7) 消防債	16,038,498	17,521,674	1,934,000	396,286	19,059,388
(8) 教育債	121,447,996	138,393,472	9,392,000	3,847,233	143,938,239
2 災害復旧債	4,420,529	4,056,712	-	393,565	3,663,147
3 その他	138,849,375	144,166,245	15,905,000	7,584,969	152,486,276
(1) 出資金	68,849,982	69,047,290	4,298,000	4,974,606	68,370,684
(2) 貸付金	36,309,421	33,705,948	1,830,000	1,866,369	33,669,579
(3) その他	33,689,972	41,413,007	9,777,000	743,994	50,446,013
4 減税補てん債	22,940,000	22,409,000	-	2,236,000	20,173,000
5 臨時税収補てん債	799,001	799,001	-	-	799,001
6 臨時財政対策債	590,892,342	608,915,900	19,892,000	14,987,186	613,820,714
7 退職手当債	5,818,000	5,818,000	-	670,000	5,148,000
合 計	1,229,311,563	1,302,210,243	84,256,000	48,655,585	1,337,810,658

(予算第 13 号議案)

令和 5 年度神戸市公債費予算

公 債 費

1 歳入歳出予算一覧

歳 入			
款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		216,646,281	
	1 他 会 計 繰 入 金	172,497,736	
	2 基 金 繰 入 金	44,148,545	
2 市 債		59,938,000	
	1 市 債	59,938,000	
歳 入 合 計		276,584,281	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		276,584,281	
	1 公 債 費	276,584,281	
歳 出 合 計		276,584,281	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 繰 入 金	216,646,281	218,976,548	△ 2,330,267	
1 他 会 計 繰 入 金	172,497,736	177,632,593	△ 5,134,857	公債元利償還金、一時借入金利子及び発行手数料 料その他公債諸費に充当するための各会計からの 繰入金
1 一 般 会 計 繰 入 金	97,603,675	99,660,270	△ 2,056,595	
1 元 金	22,830,985	31,770,920	△ 8,939,935	
2 利 子	10,598,333	10,156,490	441,843	
3 公 債 諸 費	769,907	769,160	747	
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	
5 満 期 一 括 償 還 積 立 金	63,374,450	56,933,700	6,440,750	
2 市 場 事 業 費 繰 入 金	393,928	324,313	69,615	
1 元 金	264,475	195,775	68,700	
2 利 子	49,791	68,286	△ 18,495	
3 公 債 諸 費	10,862	9,152	1,710	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	68,800	51,100	17,700	
3 食 肉 セ ン タ ー 事 業 費 繰 入 金	118,678	110,441	8,237	
1 元 金	85,172	82,916	2,256	
2 利 子	8,782	10,724	△ 1,942	
3 公 債 諸 費	3,324	1,701	1,623	
4 満 期 一 括 償 還 積 立 金	21,400	15,100	6,300	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 母子父子寡婦 福祉資金貸付 事業費繰入金	52,489	0	52,489	
1 元 金	52,489	0	52,489	
5 農業集落排水 事業費繰入金	784,944	781,248	3,696	
1 元 金	646,331	630,253	16,078	
2 利 子	73,558	91,011	△ 17,453	
3 公 債 諸 費	3,355	1,684	1,671	
4 満 期 一 括 償 積 立 還 金	61,700	58,300	3,400	
6 市 街 地 再 開 発 事業費繰入金	2,616,249	2,708,367	△ 92,118	
1 元 金	131,903	124,600	7,303	
2 利 子	183,475	215,889	△ 32,414	
3 公 債 諸 費	33,371	25,078	8,293	
4 満 期 一 括 償 積 立 還 金	2,267,500	2,342,800	△ 75,300	
7 市 営 住 宅 事業費繰入金	8,813,657	9,287,149	△ 473,492	
1 元 金	5,184,206	5,788,399	△ 604,193	
2 利 子	720,575	887,531	△ 166,956	
3 公 債 諸 費	95,776	47,519	48,257	
4 満 期 一 括 償 積 立 還 金	2,813,100	2,563,700	249,400	
8 空 港 整 備 事業費繰入金	972,558	0	972,558	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 元 金	406,513		406,513	
2 利 子	42,764		42,764	
3 公 債 諸 費	16,481		16,481	
4 満 期 一 括 償 積 立 還 金	506,800		506,800	
9 下 水 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	11,936,213	8,782,030	3,154,183	
1 元 金	9,906,901	6,781,877	3,125,024	
2 利 子	1,971,444	1,933,168	38,276	
3 公 債 諸 費	57,868	66,985	△ 9,117	
10 港 湾 事 業 会 計 金 繰 入 金	20,246,135	17,995,609	2,250,526	
1 元 金	18,579,021	15,623,979	2,955,042	
2 利 子	1,589,517	1,751,020	△ 161,503	
3 公 債 諸 費	77,597	113,810	△ 36,213	
4 満 期 一 括 償 積 立 還 金	0	506,800	△ 506,800	
11 新 都 市 整 備 事 業 会 計 金 繰 入 金	11,039,070	21,145,715	△ 10,106,645	
1 元 金	10,878,000	20,804,000	△ 9,926,000	
2 利 子	159,868	340,300	△ 180,432	
3 公 債 諸 費	1,202	1,415	△ 213	
12 自 動 車 事 業 会 計 金 繰 入 金	463,163	392,285	70,878	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	1 元 金	391,560	339,799	51,761	
	2 利 子	60,106	42,949	17,157	
	3 公 債 諸 費	11,497	9,537	1,960	
13	高 速 鉄 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	15,025,800	13,961,644	1,064,156	
	1 元 金	12,971,581	11,821,016	1,150,565	
	2 利 子	2,012,745	2,067,394	△ 54,649	
	3 公 債 諸 費	41,474	73,234	△ 31,760	
14	水 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	2,152,565	2,209,023	△ 56,458	
	1 元 金	1,773,009	1,790,872	△ 17,863	
	2 利 子	379,556	418,151	△ 38,595	
15	工 業 用 水 道 事 業 会 計 金 繰 入 金	278,612	274,499	4,113	
	1 元 金	220,692	216,710	3,982	
	2 利 子	57,900	57,771	129	
	3 公 債 諸 費	20	18	2	
2	基 金 繰 入 金	44,148,545	41,343,955	2,804,590	公債基金からの繰入金
	1 公債基金繰入金	44,148,545	41,343,955	2,804,590	
	1 元 金	44,002,935	41,175,664	2,827,271	
	2 利 子	145,439	145,091	348	

2 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節				本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
			3 公 債 諸 費	171	23,200	△ 23,029	
2 市 債				59,938,000	44,786,000	15,152,000	
	1 市 債			59,938,000	44,786,000	15,152,000	
		1 借 換 債		59,938,000	44,786,000	15,152,000	公募債等の借換額
歳 入 合 計				276,584,281	263,762,548	12,821,733	

3 歳出予算の説明

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 公 債 費	276,584,281	263,762,548	12,821,733	-	59,938,000	119,042,606	97,603,675
1 公 債 費	276,584,281	263,762,548	12,821,733	-	59,938,000	119,042,606	97,603,675
1 元 金	186,288,773	173,636,787	12,651,986	-	59,938,000	103,904,788	22,445,985
2 利 子	18,053,853	18,185,775	△ 131,922	-	-	7,455,520	10,598,333
3 公 債 諸 費	1,122,905	1,142,493	△ 19,588	-	-	352,998	769,907
4 一 時 借 入 金 利 子	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000
5 減 債 積 立 金	71,088,750	70,767,493	321,257	-	-	7,329,300	63,759,450

公債費の説明

○ 公債の元金償還金	186,288,773 千円
○ 公債の利子及び割引発行の場合の割引料	18,053,853 千円
○ 公債の発行及び償還に伴う諸費	1,122,905 千円
○ 歳計現金不足を補うための一時借入金の利子	30,000 千円
○ 満期一括償還積立金	69,113,750 千円
○ 公債基金への積立	1,975,000 千円

地方債の令和3年度末における現在高並びに令和4年度末及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令 和 3 年 度 末 現 在 高	令 和 4 年 度 末 現 在 高 見 込 額	令 和 5 年 度 中 増 減 見 込 み		令 和 5 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			令 和 5 年 度 中 起 債 見 込 額	令 和 5 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
公 債 基 金 債	29,172,459	28,687,588	1,975,000	10,798,035	19,864,553

Ⅲ 関 連 議 案

第 3 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び
第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分
を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第2条、第8条の2関係） (1)～(22) [略] <u>(23) 神戸市公立大学法人</u> (24)～(50) [略] 別表第2（第10条関係） (1)～(10) [略] <u>(11)～(16)</u> [略]	別表第1（第2条、第8条の2関係） (1)～(22) [略] <u>(23) 公立大学法人神戸市外国語大 学</u> (24)～(50) [略] 別表第2（第10条関係） (1)～(10) [略] <u>(11) 神戸交通振興株式会社</u> <u>(12)～(17)</u> [略]

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 4 号議案

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件
神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例
(事務分掌条例の一部改正)

第 1 条 神戸市事務分掌条例(平成15年10月条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(局及び室の設置並びに分掌事務) 第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務は、次のとおりとする。 市長室、危機管理室 [略] 企画調整局 (1)～(5) [略] <u>地域協働局</u>	(局及び室の設置並びに分掌事務) 第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務は、次のとおりとする。 市長室、危機管理室 [略] 企画調整局 (1)～(5) [略] <u>(6) 企業誘致に関する事項</u>

<p><u>(1) 地域活動の推進に関する事項</u></p> <p><u>(2) 区政及び市民生活に関する事項</u></p> <p>行財政局</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>文化スポーツ局～環境局 [略]</p> <p>経済観光局</p> <p>(1) <u>商業、工業、貿易、観光及び企業誘致</u>に関する事項</p> <p>(2) [略]</p> <p>建設局～港湾局 [略]</p>	<p>行財政局</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 区政に関する事項</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>文化スポーツ局～環境局 [略]</p> <p>経済観光局</p> <p>(1) 商業、工業、貿易<u>及び観光</u>に関する事項</p> <p>(2) [略]</p> <p>建設局～港湾局 [略]</p>
---	--

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第6 級別基準職務表（第3条関係）	別表第6 級別基準職務表（第3条関係）
(1) 行政職給料表級別基準職務表	(1) 行政職給料表級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長を補佐する職務
5 級	係長の職務
6 級	課長の職務
7 級	部長の職務
8 級	局長又は区長の職務

(2) 消防職給料表級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長を補佐する消防司令補の職務
5 級	係長の職務
6 級	課長の職務
7 級	部長の職務

(3)～(7) [略]

(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表

職務	基準となる職務
----	---------

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する職務
5 級	係長又は担当係長の職務
6 級	課長又は担当課長の職務
7 級	部長又は担当部長の職務
8 級	局長、区長又は担当局長の職務

(2) 消防職給料表級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する消防司令補の職務
5 級	係長又は担当係長の職務
6 級	課長又は担当課長の職務
7 級	部長又は担当部長の職務

(3)～(7) [略]

(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表

職務	基準となる職務
----	---------

の級	
[略]	[略]
2級	係長の職務
3級	課長の職務
4級	部長の職務

(9) 医療職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	[略]
4級	<p>1 薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、物療技術員、視能訓練士、歯科衛生士又は臨床工学技士の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長を補佐する職務</p> <p>2 保健師、助産師又は看護師の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長を補佐する職務</p> <p>3 准看護師の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要と</p>

の級	
[略]	[略]
2級	係長又は担当係長の職務
3級	課長又は担当課長の職務
4級	部長又は担当部長の職務

(9) 医療職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	[略]
4級	<p>1 薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、物療技術員、視能訓練士、歯科衛生士又は臨床工学技士の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する職務</p> <p>2 保健師、助産師又は看護師の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する職務</p>

	し、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長を補佐する職務	3 准看護師の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する職務
5 級	係長の職務	5 級 係長又は担当係長の職務
6 級	課長の職務	6 級 課長又は担当課長の職務

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第3条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
(1) 市長の附属機関(次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。)		(1) 市長の附属機関(次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。)	
附属機関	担任する事務	附属機関	担任する事務
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市企画調整		神戸市企画調整	

局指定管理者選 定評価委員会		局指定管理者選 定評価委員会	
神戸市地域協働 局指定管理者選 定評価委員会			
[略]		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
(2)～(4) [略]		(2)～(4) [略]	

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(ケースワーク業務手当)</p> <p>第6条 ケースワーク業務手当は、<u>福祉局くらし支援課更生センター</u>、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課及</p>	<p>(ケースワーク業務手当)</p> <p>第6条 ケースワーク業務手当は、<u>福祉局保護課更生センター</u>、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課及び区役</p>

び区役所支所保健福祉課を含む。以下同じ。)に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(清掃工場業務手当)

第22条 清掃工場業務手当は、環境局クリーンセンターに勤務する職員でごみの焼却、処分又は施設の保全等の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額700円とする。

(下水処理場汚泥処理業務手当)

第25条 下水処理場汚泥処理業務手当は、建設局下水道部計画課又は水環境センターに勤務する職員で下水処理により発生する汚泥の処理業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(下水道管路維持業務手当)

第26条 下水道管路維持業務手当は、建設局下水道部管路課又は水環境センターに勤務する職員で下水道の管路の維持業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。

所支所保健福祉課を含む。以下同じ。)に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(清掃工場業務手当)

第22条 清掃工場業務手当は、環境局クリーンセンターに勤務する技術職員でごみの焼却、処分又は施設の保全等の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額700円とする。

(下水処理場汚泥処理業務手当)

第25条 下水処理場汚泥処理業務手当は、建設局下水道部計画課又は水環境センターに勤務する技術職員で下水処理により発生する汚泥の処理業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(下水道管路維持業務手当)

第26条 下水道管路維持業務手当は、建設局下水道部管路課又は水環境センターに勤務する技術職員で下水道の管路の維持業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

職制を改正するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 5 号議案

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例(昭和24年9月条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>7,990人</u> (うち福祉事務所職員 1,002人)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,049人</u> (うち教育職員 <u>8,282人</u>)</p> <p>(6) 消防職員 <u>1,457人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,110人</u> (うち福祉事務所職員 1,002人)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,203人</u> (うち教育職員 <u>8,383人</u>)</p> <p>(6) 消防職員 <u>1,459人</u></p>

(7)、(8) [略]	(7)、(8) [略]
(9) 交通局の職員 <u>1,013人</u>	(9) 交通局の職員 <u>1,008人</u>
(10) [略]	(10) [略]
(11) 合計 <u>20,217人</u>	(11) 合計 <u>20,488人</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

事務事業の増減に伴い職員定数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 6 号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例（平成14年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>令和 5 年 4 月分</u> から <u>令和 6 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に	<u>令和 4 年 4 月分</u> から <u>令和 5 年 3 月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に

<p>関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>関する条例（昭和26年3月条例第9号） 第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1、2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>3 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和5年度</u>の6月1日</p>	<p>特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和4年度</u>の6月1日</p>

<p>及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の217.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の217.5</u>（市長にあつては<u>100分の217.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の217.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>	<p>及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては<u>100分の222.5</u>（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては<u>100分の222.5</u>（市長にあつては<u>100分の222.5</u>に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては<u>100分の222.5</u>に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

市長及び副市長の給料月額及び期末手当の減額を継続するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 7 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件
神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
(職員給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和 26 年 3 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(昇給等の基準)	(昇給等の基準)
第 4 条 [略]	第 4 条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 前 2 項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則で定めるところにより、 <u>当該職員</u> の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定するこ	5 前 2 項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則で定めるところにより、 <u>その者</u> の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定すること

とができる。

6 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事委員会規則で定める日（以下「昇給日」という。）に、人事委員会規則で定める期間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

7 [略]

8 前項の規定にかかわらず、55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

9～12 [略]

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に

とができる。

6 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事委員会規則で定める日（以下「昇給日」という。）に、人事委員会規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

7 [略]

8 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

9～12 [略]

応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第8の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

13 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600 (327,000) (381,000)	360,600	410,500	[略]

備考

- [略]
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。
- この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

別表第2 消防職給料表（第3条関係）

改正前

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	327,000	393,200	[略]

備考

- [略]
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 消防職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600 (327,000) (381,000)	360,600	410,500

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	327,000	393,200

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

定年前 再任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時間 勤務職 員	[略]	[略]	[略]	[略]	303,600 (327,000) (381,000)	360,600

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

定年前 再任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時間 勤務職 員	[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	327,000

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																								
<p>別表第6 級別基準職務表（第3条関係）</p> <p>(1) 行政職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務 の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;"><u>係長、調査役又は専門役の職務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 消防職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務 の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;"><u>係長、調査役又は専門役の職務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(9) 医療職給料表(2)級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	基準となる職務	[略]	[略]	5級	<u>係長、調査役又は専門役の職務</u>	[略]	[略]	職務 の級	基準となる職務	[略]	[略]	5級	<u>係長、調査役又は専門役の職務</u>	[略]	[略]	職務	基準となる職務	[略]	[略]	<p>別表第6 級別基準職務表（第3条関係）</p> <p>(1) 行政職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務 の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;">係長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 消防職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務 の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td style="text-align: center;">係長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>(9) 医療職給料表(2)級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	基準となる職務	[略]	[略]	5級	係長の職務	[略]	[略]	職務 の級	基準となる職務	[略]	[略]	5級	係長の職務	[略]	[略]	職務	基準となる職務	[略]	[略]
職務 の級	基準となる職務																																								
[略]	[略]																																								
5級	<u>係長、調査役又は専門役の職務</u>																																								
[略]	[略]																																								
職務 の級	基準となる職務																																								
[略]	[略]																																								
5級	<u>係長、調査役又は専門役の職務</u>																																								
[略]	[略]																																								
職務	基準となる職務																																								
[略]	[略]																																								
職務 の級	基準となる職務																																								
[略]	[略]																																								
5級	係長の職務																																								
[略]	[略]																																								
職務 の級	基準となる職務																																								
[略]	[略]																																								
5級	係長の職務																																								
[略]	[略]																																								
職務	基準となる職務																																								
[略]	[略]																																								

の級	
[略]	[略]
5級	係長、調査役又は専門役の職務
[略]	[略]

の級	
[略]	[略]
5級	係長の職務
[略]	[略]

別表第7 育児休業代替任期付職員の職務の級（第4条関係）

給料表の種類	職務の級
行政職給料表	1級及び2級
消防職給料表	1級及び2級
教育職給料表(2)	1級及び2級
教育職給料表(3)	1級及び2級
教育職給料表(5)	1級及び2級
医療職給料表(1)	1級
医療職給料表(2)	1級及び2級

別表第8 [略]

別表第7 [略]

（職員退職手当金条例の一部改正）

第2条 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(職員)

第2条 [略]

2 [略]

3 前項に定めるものを除くほか、職員以外の者のうち神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく執行機関の規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第9条第1項第2号による退職に係る部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限

(職員)

第2条 [略]

2 [略]

3 前項に定めるものを除くほか、職員以外の者のうち神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく執行機関の規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第9条中行政整理による退職及び定年に達したことによる退職に係る部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1

りでない。

(退職日給料月額)

第5条 この条例で「退職日給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料の月額をいう。

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、第8条から第9条の3まで及び第9条の5から第9条の7までの規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間において、1年に満たない端数が生じるときは、6箇月未満はこれを切り捨て、6箇月以上はこれを1年に切り上げる。

8 前項の規定は、第17条第2号の規定により退職手当の額を計算する場

号に掲げる職員については、この限りでない。

(給料月額)

第5条 この条例で「給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料の月額をいう。ただし、第9条の2、附則第4条及び附則第8条においては、単に給料の月額をいう。

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、第8条、第9条及び第9条の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間において、3箇月未満の在職期間又は端数はこれを切り捨て、3箇月以上9箇月未満は6箇月とし、9箇月以上はこれを1年に切り上げる。

合における勤続期間の計算については、適用しない。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者(以下この項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の

(普通退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 10年を超え15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 15年を超え20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 20年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 25年を超え30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 30年を超える期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た

規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1年以上10年以下の者
100分の60
- (2) 勤続期間 11年以上15年以下の者
100分の80
- (3) 勤続期間 16年以上19年以下の者
100分の90

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第9条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、第3項から第5項までに規定するその者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

額とする。

- (1) 勤続期間 10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間 10年を超え15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間 15年を超え20年未満の者 100分の90

3 第1項の規定により計算した退職手当の基本額が、給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第9条 行政整理により退職した者、定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で神戸市職員の定年等に関する条例(昭和59年3月条例第59号)第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。)その他これらに準ずる事由により退職した者であつて規則で定めるもの、死亡した者であつてこれに準ずるものとして規則で定めるもの及び公務上の傷病若しくは通勤によ

る傷病によりその職に堪えずして退職し、又は公務上死亡し、若しくは通勤により死亡した者であつて規則で定めるものに対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(1) 10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(2) 10年を超え15年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 公務上の傷病又は死亡により退職した者のうち規則で定めるもの

(3) 15年を超え20年以下の期間については、1年につき100分の205

(4) 通勤による傷病又は死亡により退職した者のうち規則で定めるもの

(4) 20年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の190

(5) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(5) 25年を超え30年以下の期間については、1年につき100分の185

(6) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者

(6) 30年を超え32年以下の期間については、1年につき100分の110

が市長の承認を得たもの

(7) 第10条の3第11項に規定する認定を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、傷病（公務上の傷病及び通勤による傷病を除く。）を事由とする休職期間の満了により退職し、死亡（公務上の死亡及び通勤による死亡を除く。）により退職し（規則で定めるものに限る。）、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第5項の規定に該当する場合を除くほか、第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(7) 32年を超える期間については、1年につき100分の100

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者のうち勤続期間が10年以下であるものの同項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の100」とし、勤続期間が10年を超え20年以下であるものの同項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同項中「100分の165」とあるのは「100分の137.5」と、同項中「100分の205」とあるのは「100分の200」とする。

3 前2項の規定は、傷病（公務上の傷病及び通勤による傷病を除く。）を事由とする休職期間の満了により退職した者又は死亡した者（公務上死亡した者及び通勤により死亡した者を除く。）であつて規則で定めるものに対する退職手当の基本額の計算について準用する。

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

4 勤続期間が1年以上10年以下である者における前項の適用については、同項第1号中「1年につき100分の150」とあるのは「1年につき100分の100」とする。

5 勤続期間が11年以上24年以下である者における第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

4 第1項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が、給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、第1項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第9条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) [略]

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前2条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の

第9条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前給料月額」という。）が、職員の退職又は死亡の日における給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) [略]

(2) 職員の退職又は死亡の日における給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前2条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の

退職日給料月額に対する割合

イ [略]

2 [略]

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条の3 第9条第1項(第1号、第5号及び第6号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第9条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職の日において定め

職員の退職又は死亡の日における給料月額に対する割合

イ [略]

2 [略]

	額	<p>られているその者に 係る定年と退職の日 におけるその者の年 齢との差に相当する 年数1年につき100 分の3（退職の日に おいて定められてい るその者に係る定年 と退職の日における その者の年齢との差 に相当する年数が1 年である職員にあつ ては、100分の2） を乗じて得た額の合 計額</p>
第9 条の 2第 1項 第1 号	及 び 特 定 減 額 前 給 料 月 額	<p>並びに特定減額前給 料月額及び特定減額 前給料月額に退職の 日において定められ ているその者に係る 定年と退職の日にお けるその者の年齢と の差に相当する年数 1年につき100分の 3（退職の日におい て定められているそ の者に係る定年と退 職の日におけるその</p>

		者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第9条の2第1項第2号	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第9条の2第1項	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職し

第 2
号 イ

た理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前2条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第9条の4 任命権者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第9条の5 第8条及び第9条の規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

2 その者の職員としての引き続いた
在職期間の初日の前日以前におい
て、この条例の規定による一般の退
職手当の支給を受けたことがある場
合（規則で定める場合に限る。）で
あつて、現に支給を受けた退職手当
の基本額の当該退職手当に係る退職
日給料月額に対する割合（この条例
に基づく一般の退職手当の支給を受
けたことが2回以上ある場合にあつ
ては、現に支給を受けたそれぞれの
退職手当の基本額の当該退職手当に
係る退職日給料月額に対する割合の
合計をいう。以下、「過去の支給割
合」という。）と、この退職におけ
る第8条及び第9条の規定により計
算した退職手当の基本額の退職日給
料月額に対する割合の合計が47.709
を超えるときは、前項中「47.709」
とあるのは「47.709から過去の支給
割合を控除した割合」と読み替える
ものとする。

第9条の6 第9条の2第1項の規定
により計算した退職手当の基本額が
次の各号に掲げる同項第2号イに掲
げる割合（以下、「特定減額前支給
割合」という。）の区分に応じ当該
各号に定める額を超えるときは、同

項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 47.709以上 特定減額前給料月額に47.709を乗じて得た額

(2) 47.709未満 特定減額前給料月額に特定減額前支給割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

2 その者の職員としての引き続いた

在職期間の初日の前日以前において、この条例の規定による一般の退職手当の支給を受けたことがある場合（規則で定める場合に限る。）であつて、過去の支給割合とこの退職における第9条の2第1項第2号アに掲げる割合の合計が47.709を超えるときは、前項中「同項第2号イに掲げる割合（以下、「特定減額前支給割合」という。）の区分に応じ」とあるのは「同項第2号イに掲げる割合（以下、「特定減額前支給割合」という。）と過去の支給割合の合計の区分に応じ」と、同項第1号中「47.709を乗じて」とあるのは「47.709から過去の支給割合を控除した割合を乗じて」と、同項第2号

中「当該割合」とあるのは「当該割合と過去の支給割合の合計」と読み替えるものとする。

第9条の7 第9条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条の5第1項	第8条及び第9条	第9条の3の規定により読み替えて適用する第9条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められ

		<p>ているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額</p>
	これら	<p>第9条の3の規定により読み替えて適用する第9条の</p>
第9条の5第2項	第8条及び第9条	<p>第9条の3の規定により読み替えて適用する第9条</p>
	退職日給料月額	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係</p>

		る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第9条の6第1項各号列記以外の部分	第9条の2第1項の	第9条の3の規定により読み替えて適用する第9条の2第1項の
	同項第2号イ	第9条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第9条の6第1項	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定めら

第 1 号		<p>れているその者に 係る定年と退職の 日におけるその者 の年齢との差に相 当する年数 1 年 につき 100 分の 3 (退職の日におい て定められている その者に係る定年 と退職の日におけ るその者の年齢と の差に相当する年 数が 1 年である職 員にあつては、 100 分の 2) を乗 じて得た額の合計 額</p>
第 9 条の 6 第 1 項 第 2 号	特 定 減 額 前 給 料 月 額	<p>特定減額前給料月 額及び特定減額前 給料月額に退職の 日において定めら れているその者に 係る定年と退職の 日におけるその者 の年齢との差に相 当する年数 1 年 につき 100 分の 3 (退職の日におい</p>

	<p>て定められている その者に係る定年 と退職の日におけ るその者の年齢と の差に相当する年 数が1年である職 員にあつては、 100分の2)を乗 じて得た額の合計 額</p>
<p>第9条 の2第 1項第 2号イ</p>	<p>第9条の3の規定 により読み替えて 適用する第9条の 2第1項第2号イ</p>
<p>及び退 職日給 料月額</p>	<p>並びに退職日給料 月額及び退職日給 料月額に退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数1年につ き100分の3(退 職の日において定 められているその 者に係る定年と退 職の日におけるそ</p>

	の者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第9条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第10条 [略]

2、3 [略]

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 第9条第1項又は第2項に規定する者で勤続期間が5年未満のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 第1項から前項までの規定にかかわらず、その者の職員としての引き続いた在職期間の初日の前日以前において、この条例の規定による一般の退職手当の支給を受けたことがあ

(退職手当の調整額)

第10条 [略]

2、3 [略]

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 第9条第1項又は第3項に規定する者で勤続期間が5年未満のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

る場合（規則で定める場合に限る。）における職員に対する退職手当の調整額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

(1) 次のア及びイに掲げる退職手当の調整額の算定の基礎となる基礎在職期間の各月を通算した各月ごとの調整月額のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額の範囲内で規則で定める額

ア 現に支給を受けた退職手当の調整額（この条例に基づく一般の退職手当の支給を受けたことが2回以上ある場合にあつては、現に支給を受けたそれぞれの退職手当の調整額の合計をいう。第2号において同じ。）における基礎在職期間の初日の属する月から当該基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち規則で定めるものを除く。）

イ この退職における基礎在職期

間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち規則で定めるものを除く。）

(2) 現に支給を受けた退職手当の調整額

6 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第10条の2 第9条第1項に規定する者（同項第5号に規定する者を除く。）で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第6条、第9条、第9条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年の者 100分の360

(2) 勤続期間2年の者 100分の450

(3) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(定年前に退職する意思を有する職

5 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第10条の2 第9条第1項に規定する者（法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第6条、第9条、第9条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

員の募集等)

第10条の3 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たつては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(2) 募集する人数

(3) 募集の期間

(4) 募集の対象となるべき職員の範囲

(5) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

(6) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手

続

(7) 第12項の規定による通知の予定
時期

(8) 第7項に規定する時点で募集の
期間が満了するものとするとき
は、その旨及び同項に規定する応
募上限数

(9) 募集に関する問合せを受けるた
めの連絡先

(10) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項
第4号に掲げる職員を記載するとき
は、当該職員の範囲に含まれる職員
の数が募集をする人数に1を加えた
人数以上となるようにしなければな
らない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集
の期間を記載するときは、その開始
及び終了の年月日時を明らかにして
しなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成す
るため必要があると認めるときは、
募集の期間を延長することができる。
る。

6 任命権者は、前項の規定により募
集の期間を延長した場合には、直ち
にその旨及び延長後の募集の期間の
終了の年月日時を当該募集の対象と

なるべき職員に周知しなければならない。

7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 第2条第2項及び第3項の規定により職員とみなされる者

(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(3) 第2項に規定する退職すべき期

日又は期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するため

に必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

12 任命権者は、認定をし、又はしな

い旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

13 任命権者が募集実施要項において

退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

14 任命権者は、認定を行つた後に生

じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得

たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第11条の2第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第18条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで

管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)
又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

附 則

第3条 当分の間、退職手当の基本額は第8条から第9条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とし、その額が退職日給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときの退職手当の基本額はその乗じて得た額とする。この場合において、第10条の2第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3条」とする。

第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧

附 則

第3条 第8条第3項及び第9条第4項の規定にかかわらず、当分の間、退職手当の基本額は第8条第1項及び第2項並びに第9条第1項及び第2項の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とし、その額が給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときの退職手当の基本額はその乗じて得た額とする。この場合において、第9条の2第1項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第3条」とし、第10条の2第1項中「前条」とあるのは、「前条及び附則第3条」とする。

第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧

職員定年条例」という。)第3条第2号及び第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。

第9条 当分の間、第9条第1項第7号に掲げる者に対する第9条の3及び第9条の7の規定の適用については、第9条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員及び附則第7条各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員にあつては63歳とし、附則第7条第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、附則第7条第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。)に達する日」と、第9条の3の表第9条第1項の項、第9条の2第1項

職員定年条例」という。)第3条第2号及び第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。

第 1 号の項及び第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 9 条の 7 の表第 9 条の 5 の項、第 9 条の 6 第 1 項第 1 号の項及び第 9 条の 6 第 1 項第 2 号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とあるのは「その者に係る定年（令和 5 年旧職員定年条例第 3 条第 2 号に掲げる職員及び附則第 7 条各号に掲げる職員以外の者にあつては 60 歳とし、令和 5 年旧職員定年条例第 3 条第 2 号に掲げる職員にあつては 63 歳とし、附則第 7 条第 1 号に掲げる職員にあつては 65 歳とし、附則第 7 条第 2 号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とする。

第 10 条 当分の間、第 9 条第 1 項第 7 号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第 9 条の 3 及び第 9 条の 7 の規定の適用については、第 9 条の 3 本文中「6 月」とあ

るのは「0月」と、同条の表第9条
第1項の項、第9条の2第1項第1
号の項及び第9条の2第1項第2号
の項並びに第9条の7の表第9条の
5の項、第9条の6第1項第1号の
項及び第9条の6第1項第2号の項
中「100分の3（退職の日において
定められているその者に係る定年と
退職の日におけるその者の年齢との
差に相当する年数が1年である職員
にあつては、100分の2）」とある
のは「100分の3」とする。

令和5年旧職員定年 条例第3条第2号に 掲げる職員及び附則 第7条各号に掲げる 職員以外の者	60歳
令和5年旧職員定年 条例第3条第2号に 掲げる職員に掲げる 職員	63歳
附則第7条第1号に 掲げる職員	65歳
附則第7条第2号に 掲げる職員	規則で定め る年齢

第11条 当分の間、第9条第1項
（第1号、第5号及び第6号を除
く。）に規定する者に対する第9条

の3の規定の適用及び第10条の3の規定の適用については、第9条の3本文及び第10条の3第1項中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前条の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第9条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第10条の3第1項中「定年」とあるのは、「定年前」である場合を除き、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条 当分の間、第9条第1項第2号から第4号に掲げる者であつて附則第10条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第9条の3及び第9条の7の規定の適用については、第9条の3の表第9条第1項の項、第9条の2第1項第1号の項及び第9条の2第1項第2号の項並びに第9条の7の表第9条の5の項、第9条の6第1項第1号の項及び第9条の6第1項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員に

あつては、100分の2)」とあるのは、「附則第10条の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第13条 当分の間、第9条第1項第2

号から第4号に掲げる者であつて附則第10条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第9条の3及び第9条の7の規定の適用については、第9条の3の表第9条第1項の項、第9条の2第1項第1号の項及び第9条の2第1項第2号の項並びに第9条の7の表第9条の5の項、第9条の6第1項第1号の項及び第9条の6第1項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日におい

て定められているその者に係る定年
と退職の日におけるその者の年齢と
の差に相当する年数で除して得た割
合」とする。

第3条 [略]

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号。以下「退職手当金条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務(当該業務に係る通勤を含む。)に係る業務上の傷病又</p>	<p>(職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例)</p> <p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号。以下「退職手当金条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務(当該業務に係る通勤を含む。)に係る業務上の傷病又</p>

は死亡は、退職手当金条例第7条第4項並びに第9条第1項及び第2項に規定する公務上の傷病又は死亡とみなす。

2～4 [略]

(採用された職員に関する退職手当金条例の特例)

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当金条例の規定の適用については、特定法人の業務（当該業務に係る通勤を含む。）に係る業務上の傷病又は死亡は、退職手当金条例第7条第4項並びに第9条第1項及び第2項に規定する公務上の傷病又は死亡とみなす。

は死亡は、退職手当金条例第7条第4項並びに第9条第1項及び第3項に規定する公務上の傷病又は死亡とみなす。

2～4 [略]

(採用された職員に関する退職手当金条例の特例)

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当金条例の規定の適用については、特定法人の業務（当該業務に係る通勤を含む。）に係る業務上の傷病又は死亡は、退職手当金条例第7条第4項並びに第9条第1項及び第3項に規定する公務上の傷病又は死亡とみなす。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

附 則

(号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)

第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する退職日給料月額とする。

2 神戸市職員退職手当金条例第9条の2第1項に規定する特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日（以下、「特定日」という。以下同じ。）において附則第4条の規定による給料を支給されていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当の支給を受けることとなる場合において、特定日における給料月額

附 則

(号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)

第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。

が、特定日におけるその者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、特定日におけるその者の給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第9条の2第1項に規定する特定減額前給料月額とする。

第6条 [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) [略]

(2) 第1条中神戸市職員の給与等に関する条例第4条第8項並びに別表第1、別表第2、別表第4（各別表の備考2を除く。）及び別表第6の改正規定
令和6年4月1日

(昇給に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（以下、「改正後の給与条例」という。）第4条第7項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員であって次の各号に該当するもの（附則別表第1の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に該当する職員を除く。）に対する改正後の給与条例第4条第8項の適用については、同項の施行日から令和10年3月31日までの間においては、なお従前の例による。この場合において、第1条の規定による改正前の神戸市職員の給与等に関する条例第4条第8項中「2号給」とあるのは、「1号給」とする。

(1) 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する

条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）

第3条第1号及び第2号に掲げる職員以外の者であつて、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が60歳未満のもの

(2) 令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員であつて、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が63歳未満のもの

(3) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員であつて、当該昇給を行う年度における4月1日時点の年齢が65歳未満のもの

（退職手当に関する経過措置）

第3条 職員が施行日から令和7年3月31日までの間に新制度適用職員（職員であつて、その者が施行日以後に退職することにより、第2条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例（以下「令和5年改正退職手当金条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として令和5年改正退職手当金条例第9条第1項若しくは第2項又は附則第6条の規定により退職した場合において、その者が施行日の前日に第2条の規定による改正前の神戸市職員退職手当金条例（以下「令和5年改正前退職手当金条例」という。）第9条第1項又は第3項の規定により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間、同日における給料月額（他の職員との均衡を考慮して任命権者が別に定める者については任命権者が定める給料月額に相当する額）を基礎として、令和5年改正前退職手当金条例第9条及び附則第3条の規定により計算した退職手当の基本額が、令和5年改正退職手当金条例第9条から第9条の7まで及び附則第3条及び附則第6条から附則第13条までの規定により計算した退職手当の基本額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の基本額とする。

（施行細則の委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、第1条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第2条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則別表第1

給料表の種類	職務の級
行政職給料表	6級から8級まで
消防職給料表	6級及び7級
教育職給料表(2)	5級
教育職給料表(5)	5級
医療職給料表(1)	3級及び4級
医療職給料表(2)	6級

理 由

職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。